

民法（債権法）が改正されることに伴う預金規定等の交付方法の変更について

当行では、これまでお客様との間で普通預金等のご契約をさせていただいた時に各種取引の規定を書面にてお渡ししていましたが、民法（債権法）が改正されることに伴い、これを原則、当行ホームページ上での掲載により規定内容をお知らせすることに変えさせていただきます。また、本対応に併せまして、規定の内容を改正後の民法（債権法）に準拠して変更いたします。

※ 民法（債権法）改正は2020年4月1日から施行されます。

※ 当行ホームページの閲覧が困難な方は窓口までお申出ください。書面にてお渡しいたします。

規定等の変更内容（概略）

今回の内容変更は改正後の民法（債権法）に準拠することが目的であり、本変更によって、当行手続が変わることはありません。

1. 変更内容

- 定期預金の満期前解約について、現行は「当行がやむをえないと認めた場合しか満期前解約ができない」と記載していましたが、これを「債権保全の必要があるとき、その他当行が満期前の解約を拒絶すべき事由があると認めたとき以外には解約できる」ように記載を変更いたします。なお、本規定の変更によって、定期預金の満期前解約にかかる当行手続が変わることはありません。
- 改正後の民法（債権法）では、規定内容を変更する時の手続要件が明確にされたため、当行が規定内容を変更する際における変更手続を規定上に明記します。
- 改正後の民法（債権法）では、「制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人」である場合に、その代理行為の取消が可能とされたため、「家庭裁判所の審判により、預金者の補助人・保佐人・後見人についても補助・保佐・後見が開始されたときは、同様に」当行へ届け出ていただく旨、規定上に追加いたします。
- その他、改正後の民法（債権法）の条文に比べ、お客様の利益を一方的に損なうとみなされかねない文言について、記載を改めます。

(例) 印鑑照合

旧) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

新) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと見込まれる特段の事情がない、と当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

2. 適用開始日

2019年10月1日（火）

当行ホームページに掲載する預金規定等を、次ページに記載します。

掲 載 規 定

規定名	規定名
当座勘定規定	財形定期預金（積立式）規定
当座勘定規定（パーソナルチェック用）	財形住宅預金規定
普通預金等共通規定	財形年金預金規定
普通預金規定	通知預金（特例型）規定（証書式）
普通預金（照合表口）規定	通知預金（特例型）規定（通帳式）
普通預金（決済用普通預金）規定	きたきゅう特約付外貨定期預金規定
貯蓄預金規定	外貨定期預金規定
納税準備預金規定	外貨普通預金規定
証書式通知預金規定	外貨普通預金規定（照合表口）
通帳式通知預金規定	譲渡性預金規定
通知預金（照合表口）規定	きたきゅうキャッシュカード規定
総合口座取引規定	きたきゅう法人キャッシュカード規定
定期預金共通規定	指認証規定
期日指定定期預金規定	休眠預金規定
自動継続期日指定定期預金規定	『「退職記念」特別金利定期預金』規定
自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定	「きたきゅうゴールド定期預金順風満帆」規定
自動継続自由金利型定期預金規定(M型)(スーパー定期)規定	教育資金一括贈与普通預金規定特約
自由金利型定期預金規定	結婚・子育て資金一括贈与普通預金規定特約
自動継続自由金利型定期預金規定	普通預金（スマホd e通帳！）規定
スーパー変動金利定期預金（単利型）規定	「北九州銀行ポータルアプリ」からの口座開設に関する特約
自動継続スーパー変動金利定期預金（単利型）規定	山口銀行およびもみじ銀行のATMを利用されるお客様に適用される特約
スーパー変動金利定期預金（複利型）規定	
自動継続スーパー変動金利定期預金（複利型）規定	
自動つみたて定期預金規定	
目的つみたて定期預金規定	